

議事要旨(3) 連結・特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、連結・特別目的会社専門委員会では、我が国の会計基準と昨年5月に公表されたIFRS第10号から第12号の連結財務諸表等の取扱いとの比較検討を論点ごとに行っており、それを受けて本委員会でも順次検討を行ってきているが、今回は議決権が支配の決定的な要因とならない場合の取扱い（いわゆるSPEの取扱い）について、審議頂きたい旨の説明があった。これに続き、吉岡研究員より、審議資料(3)に基づいて説明が行われた。

委員からの発言内容は以下のとおりである。

- ある委員より、今回の論点と、前回の代理人の取扱いの論点の関係について質問があった。これに対して事務局より、SPEの論点は、特定の企業の支配の判定についてどのような検討が求められるかというものであるが、代理人の論点は、そうした支配の判定における1つの要素を取り上げたものであるとの説明があった。
- ある委員より、審議資料(3)の4頁の設例では、劣後持分の保有が支配の判定上のポイントになっているようにも見えるが、IFRS第10号ではどのように整理されるかとの質問があった。これに対し、事務局より、IFRS第10号では、リターンの多寡を支配の決定的要因とはしておらず、劣後持分の保有があっても必ずしも支配と判断されるわけではなく、パワーの要素や代理人の評価も必要になると理解しているとの回答があった。
- また、ある委員より、同設例では、デフォルト時の債権管理の責任を有することによってサービサーが支配していると結論付けているが、必ずしもそうした活動が重要ではないケースもあり得るのでは、との意見があった。事務局からは、SPEの保有する資産の内容、目的や設計などによって、何が重要な活動かは変わる可能性があり、場合によってはそうした債権管理であっても定型的なものに過ぎず、重要な活動ではないといった判断がなされる場合もあり得ると考えているとの説明があった。
- その後、西川委員長より今後の進め方に関する質問があった。これに対し、新井副委員長より、本日の議決権が支配の決定的な要因とならない場合の取扱いを含め、今後、日本基準としてどのように対応していくべきかを検討していきたいと考えており、より深い理解を得るため、引き続き、設例等を交えて検討を行っていききたいとの説明があった。

以 上